

医療的ケア児・者への切れ目ない支援の充実について

NICU（新生児集中治療室）等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器の使用や、たんの吸引等の医療的ケアが日常的に必要な児童（以下、「医療的ケア児」という。）が増加している。医療的ケア児が地域において適切な支援を受けられるよう、平成28年6月の児童福祉法の一部改正により、地方自治体に必要な体制整備を行う努力義務が課された。また、その促進のため、平成31年4月には「医療的ケア児等総合支援事業」が開始されたところである。

現在、医療的ケア児は、全国で約2万人と推計され、10年前の約2倍となっている。九都県市においては5千人を超えると推測される。その中には、現在の障害福祉制度の対象外となる医療的ケア児もいることから実態の把握が難しい状況である。地方自治体では、保育所や学校等における医療的ケア児の受入れに関する相談が年々増加しており、看護師の配置、設備の導入や施設改修等、受入体制を迅速に整備する必要があるが、国の支援が十分とは言えないことから、思うように進んでいない。

また、医療的ケア児が地域で生活していくためには、保育所や学校だけではなく、通院や外出等の様々な場面において切れ目なく医療的ケアが提供される必要がある。さらに、障害の程度や成長段階により医療的ケア児の状況も様々であるため、日頃から児童の状態を把握している訪問看護の利用希望が多いが、医療保険上、居宅以外での利用は認められておらず、保護者等が経済的にも日常の生活においても多大な負担を強いられている。

一方で、医療的ケア児が成長して18歳以上となり、引き続き日常生活において医療的ケアを必要とする「医療的ケア者」も増加しているが、障害者総合支援法における規定がなく、障害福祉分野と医療・看護分野を総合的に調整する仕組みがないなど、児童と成人を包括した支援体制が構築できていない。

これらの状況を踏まえて、医療的ケア児・者が切れ目なく適切な支援を受けられるよう、以下のとおり提言する。

- 1 医療的ケア児の実態を継続的に把握するための仕組みを構築するとともに、保育所や学校等における看護師の配置や施設改修等、受入環境整備の促進に向けた支援策の充実を図ること。
- 2 居宅以外での利用においても医療的ケアのための訪問看護が保険適用できるよう制度改正すること。
- 3 医療的ケア者支援のための体制整備について障害者総合支援法に規定し、児童と成人を包括した国における制度を創設すること。

令和2年7月10日

内閣府特命担当大臣	衛 藤 晟 一 様
文 部 科 学 大 臣	萩 生 田 光 一 様
厚 生 労 働 大 臣	加 藤 勝 信 様

九都県市首脳会議

座 長 川 崎 市 長	福 田 紀 彦
埼 玉 県 知 事	大 野 元 裕
千 葉 県 知 事	森 田 健 作
東 京 都 知 事	小 池 百 合 子
神 奈 川 県 知 事	黒 岩 祐 治
横 浜 市 長	林 文 子
千 葉 市 長	熊 谷 俊 人
さいたま市長	清 水 勇 人
相 模 原 市 長	本 村 賢 太 郎